

縄文遺跡群ロゴマーク使用基準

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」（以下「縄文遺跡群」という。）の「縄文遺跡群ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の使用及び管理に関し、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

第1条 ロゴマークは、縄文遺跡群のシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用することで認知度を高めるとともに、縄文遺跡群を未来へ引き継ぐ取組を推進することを目的とする。

（デザインの基準）

第2条 ロゴマークのデザインは、別添「縄文遺跡群ロゴマークガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくものとする。ただし、素材や加工方法の制限等により、ガイドラインに規定するカラーが表現できない場合において、これに代えて箔押し又は素材表面への凹凸加工等によりロゴマークの形状を表現すること（以下「形状表現」という。）を縄文遺跡群世界遺産事務局（以下「事務局」という。）が認めたときは、この限りではない。

（申請の事務）

第3条 ロゴマークの使用に関する事務は、事務局及び縄文遺跡群世界遺産本部（以下「本部」という。）を構成する道県及び市町（以下「事務局等」という。）が行う。

（使用の申請）

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、「縄文遺跡群ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）」を、別に定める申請窓口に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）事務局等が縄文遺跡群の普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- （2）新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- （3）その他本部が申請を要しないと認めた場合

（使用基準）

第5条 事務局等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を承認しない。

- （1）縄文遺跡群のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- （2）特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- （3）特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- （4）不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- （5）法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- （6）事務局等が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- （7）前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反するおそれがある場合

(使用の範囲)

第6条 ロゴマークの使用は、次の範囲とし、縄文遺跡群の普及啓発に寄与するものとする。

- (1) 標識、看板、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、広報誌、封筒、名刺等の媒体。
- (2) その他、普及啓発が期待できる媒体。

(使用承認)

第7条 事務局等は、第4条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、その使用が適当と認められる場合は、「縄文遺跡群ロゴマーク使用承認書(様式第2号)」により通知するものとする。

2 事務局等は、審査の結果、不適当と認められる場合は、「縄文遺跡群ロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)」により通知するものとする。

(使用承認の期間)

第8条 使用承認の期間は、承認日から3年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

また、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその旨を届け出るものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、使用承認された使用内容で使用するものとし、その使用内容に変更がある場合は、第4条の規定により使用承認の申請を行うものとする。

(使用料及び手数料)

第10条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無償とする。

(商標登録等)

第11条 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(改善の指示)

第12条 事務局等は、使用者が承認された使用内容を逸脱して使用していると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(承認の取り消し等)

第13条 事務局等は、使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じない場合、使用承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

(使用者の責務)

第14条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

2 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、事務局等は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者は速やかに事務局等に報告するとともに、対策を講じなければならない。

(疑義等)

第 15 条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、事務局等と使用者が協議して定めるものとする。

附 則

この使用基準は、平成 24 年 12 月 14 日から施行する

平成 26 年 7 月 1 日一部改正

平成 27 年 1 月 2 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 8 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

年 月 日

【申請者】

郵便番号

住 所

企業・団体等名（個人の場合は不要）

職・氏名（個人の場合は氏名）

電話番号

メールアドレス

縄文遺跡群ロゴマーク使用承認申請書

縄文遺跡群ロゴマークを使用したいので、使用基準を了承のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の区分（いずれかにチェックしてください。）

個人申請 企業・団体申請

2 申請区分

新規 継続（前回承認番号： 年 月 日 第 号）

3 使用内容（店舗、工作物等に使用する場合には、設置場所も記載してください。）

4 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付資料（次の添付資料一覧にチェックしてください。）

制作物等の写真又はイメージ図などの資料（工作物の場合は設置位置図・設計図等を含む）

（※）申請者の住所、氏名等を記載した返信用封筒（切手を貼付したもの）

（※）ロゴマークを記録する電子媒体（ケース付き）

（※）については、ロゴマークのデータファイルを電子メールで送受信できる場合には不要。

6 使用方法（使用基準第2条但し書きに定める「形状表現」について、チェックしてください。）

該当しない 該当する（縄文遺跡群世界遺産事務局に申請してください。）

第 号
年 月 日

(申請者) 殿

承認者名

縄文遺跡群ロゴマーク使用承認書

年 月 日付けで申請のありました、ロゴマークの使用について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 使用内容

<留意事項>

- 1 承認された内容以外には使用できません。
- 2 使用内容に変更がある場合及び承認された使用期間の満了後に引き続き使用する場合は、縄文遺跡群ロゴマーク使用基準第4条に基づく申請が必要です。

第 号
年 月 日

(申請者) 殿

承認者名

縄文遺跡群ロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたロゴマークの使用について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

1 不承認の理由